

議案第 6 号

嘉島町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

嘉島町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 3 月 3 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

分掌事務を見直すことにより行政組織の効率化を図るため、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町課設置条例の一部を改正する条例

嘉島町課設置条例(平成9年嘉島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中イからクまでをオからサまでとし、アの次に次のように加える。

イ 地方分権に関する事項

ウ 情報の公開に関する事項

エ 個人情報の保護に関する事項

第2条第2号オ中「地方分権」を「地方創生」に改め、同号中カ及びキを削り、クをカに改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

嘉島町課設置条例(平成9年嘉島町条例第2号)新旧対照表

現行	改正後（案）
(課の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 総務課 ア 議会及び行政一般に関する事項 <u>イ</u> 消防及び防災に関する事項 <u>ウ</u> 交通安全及び防犯に関する事項 <u>エ</u> 職員の進退及び身分に関する事項 <u>オ</u> 広報に関する事項 <u>カ</u> 財政及び財務(他課の所管に属するものを除く。)に関する事項 <u>キ</u> 町の財産及び入札・契約に関する事項(他課の所管に属するものを除く。) <u>ク</u> 文書その他他課の所管に属しない事項 (2) 企画情報課 ア 総合計画に係る調査、企画及び調整に関する事項 イ 統計に関する事項 ウ 商工業に関する事項 エ 観光に関する事項	(課の分掌事務) 第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1) 総務課 ア 議会及び行政一般に関する事項 <u>イ</u> <u>地方分権に関する事項</u> <u>ウ</u> <u>情報の公開に関する事項</u> <u>エ</u> <u>個人情報の保護に関する事項</u> <u>オ</u> 消防及び防災に関する事項 <u>カ</u> 交通安全及び防犯に関する事項 <u>キ</u> 職員の進退及び身分に関する事項 <u>ク</u> 広報に関する事項 <u>ケ</u> 財政及び財務(他課の所管に属するものを除く。)に関する事項 <u>コ</u> 町の財産及び入札・契約に関する事項(他課の所管に属するものを除く。) <u>サ</u> 文書その他他課の所管に属しない事項 (2) 企画情報課 ア 総合計画に係る調査、企画及び調整に関する事項 イ 統計に関する事項 ウ 商工業に関する事項 エ 観光に関する事項

オ 地方分権に関する事項

カ 情報の公開に関する事項

キ 個人情報の保護に関する事項

ク 電算化の推進に関する事項

(3)～(8) (略)

オ 地方創生に関する事項

カ 電算化の推進に関する事項

(3)～(8) (略)